

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年1月20日(2005.1.20)

【公表番号】特表2004-502989(P2004-502989A)

【公表日】平成16年1月29日(2004.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-004

【出願番号】特願2001-558916(P2001-558916)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 17/60

【F I】

G 0 6 F 17/60 2 2 6

G 0 6 F 17/60 2 3 4 E

【手続補正書】

【提出日】平成14年10月2日(2002.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

保険の契約をしている少なくとも1人の人を特定する第1の生命保険証書に基づいて、1人以上の人に追加生命保険を提供するコンピュータシステムであって、該システムは、ネットワークに通信可能に接続された少なくとも1つのブローカコンピュータであって、該ブローカコンピュータは、

(a) 該第1の生命保険証書に関連し、かつ、命令に関連するデータを該ブローカコンピュータに入力するための、該ブローカコンピュータに動作可能に接続された第1の入力デバイスと、

(b) 該ネットワークに通信可能に接続された少なくとも1つの顧客コンピュータを介した該少なくとも1つの人から、クエリに関するデータを該ネットワークを介して受信するための、該ブローカコンピュータに動作可能に接続された第2の入力デバイスと、

(c) 追加生命保険の有資格性についての1つ以上の基準を含むデータを格納するデータ格納デバイスと

を備え、該ブローカコンピュータは、該クエリに関するデータの受信にตอบสนองして、該第1の生命保険証書に関連するデータと、有資格性についての該1つ以上の基準とを比較し、第2の生命保険証書によって提供される追加生命保険について、該1人以上の人の有資格性が判定されるように構成され、

該ブローカコンピュータは、該第2の生命保険証書によって提供される第2の給付額を確立し、該第1の生命保険証書、該1人以上の人の有資格性および該第2の給付額に関する該データから該第2の生命保険証書を生成するように構成され、該第2の生命保険証書は、該第2の給付額を支払うための、少なくとも1保険者の債務証書を作成する、少なくとも1つのブローカコンピュータと、

該第2の生命保険証書に関するデータを該ネットワークを介して該顧客コンピュータに伝送するための、該ブローカコンピュータに動作可能に接続された少なくとも1つの出力デバイスと

を備える、システム。

【請求項2】

前記ブローカコンピュータは、前記ネットワークを介して、前記第1の生命保険証書を発

行する第1の保険者の少なくとも1つの第1の保険者用コンピュータに通信可能に接続されている、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記ブローカコンピュータおよび前記第1の保険者用コンピュータは、1つ以上のデータベースに通信可能に接続されており、該1つ以上のデータベースは、前記1人以上の人、前記第1の生命保険証書および前記第1の保険者の少なくとも1つに関連するデータを含む、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記ブローカコンピュータは、1つ以上のデータベースに通信可能に接続されており、該1つ以上のデータベースは、前記1人以上の人、前記第1の生命保険証書および前記第1の保険者の少なくとも1つに関連する情報を含む、請求項1～3のいずれかに記載のシステム。

【請求項5】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の生命保険証書の少なくとも1つの期間に対応するデータを、前記1つ以上のデータベースのうち少なくとも1つ、前記少なくとも1つの第1の保険者、および、前記少なくとも1つの顧客コンピュータから受信するように構成されている、請求項1～4のいずれかに記載のシステム。

【請求項6】

前記ブローカコンピュータは、前記ネットワークを介して前記データを受信するように構成されている、請求項1～5のいずれかに記載のシステム。

【請求項7】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の生命保険証書の前記少なくとも1つの期間に対応する前記データと、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較し、前記第2の生命保険証書について前記1つ以上の人の有資格性を判定するように構成されている、請求項1～6のいずれかに記載のシステム。

【請求項8】

前記データ格納デバイスは、前記第2の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定する際に、前記ブローカコンピュータによって用いられる前記第1の生命保険証書の前記少なくとも1つの期間に対応するデータを格納するように構成されている、請求項1～7のいずれかに記載のシステム。

【請求項9】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の生命保険証書の証書期間にたいおうするデータを受信するように構成されており、
該ブローカコンピュータは、該証書期間に対応する前記データと、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較して、前記第2の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定するようにさらに構成されている、請求項1～8のいずれかに記載のシステム。

【請求項10】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の生命保険証書の給付額に対応するデータを受信するように構成されており、
該ブローカコンピュータは、該給付額に対応するデータと、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較して、前記第2の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定するようにさらに構成されている、請求項1～9のいずれかに記載のシステム。

【請求項11】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定する際に、前記1つ以上のデータベースのうち少なくとも1つ、前記少なくとも1つの第1の保険者用コンピュータ、および、前記第1の保険者によって用いられる少なくとも1つの基準に対応する前記少なくとも1つの顧客コンピュータからデータを受信するように構成されている、請求項1～10のいずれかに記載のシステム。

【請求項 12】

前記ブローカコンピュータは、前記第1の保険者によって用いられる前記少なくとも1つの基準に関する前記データと、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較して、前記第2の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定するように構成されている、請求項1～11のいずれかに記載のシステム。

【請求項 13】

前記データ格納デバイスは、前記第1の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定する際に、前記第1の保険者によって用いられる前記少なくとも1つの基準に対応するデータを格納するように構成されている、請求項1～12のいずれかに記載のシステム。

【請求項 14】

前記ブローカコンピュータは、前記ネットワークを介して少なくとも1つのクエリに対応するデータを前記少なくとも1つの顧客コンピュータに伝送するように構成されており、前記少なくとも1つの顧客コンピュータは、前記1人以上の人からの前記少なくとも1つのクエリへの応答に対応するデータ入力を受信し、該入力データを該ブローカコンピュータに伝送するように構成されている、請求項1～13のいずれかに記載のシステム。

【請求項 15】

前記データ格納デバイスは、前記少なくとも1つのクエリへの前記応答に対応する前記データを格納するように構成されている、請求項1～14のいずれかに記載のシステム。

【請求項 16】

前記ブローカコンピュータは、前記少なくとも1つのクエリへの前記応答に対応する前記データと、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較して、前記第2の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定するように構成されている、請求項1～15のいずれかに記載のシステム。

【請求項 17】

前記ブローカコンピュータは、前記少なくとも1つのクエリへの前記応答に対応する前記データを比較するように構成されており、前記少なくとも1つのクエリに対応する前記データは、少なくとも前記保険契約されている人の健康状態の証明書に関連する、請求項1～16のいずれかに記載のシステム。

【請求項 18】

前記ブローカコンピュータは、前記データ入力のうち1つ以上と、有資格性について格納された前記1つ以上の基準とを比較し、前記第2の生命保険証書についての前記1人以上の人の有資格性を判定する際に、少なくとも1つのリスク削減手順を実行するように構成されている、請求項1～17のいずれかに記載のシステム。

【請求項 19】

請求項1～18のいずれか1つに記載の前記少なくとも1つの顧客コンピュータとして動作するように構成されたコンピュータ端末。

【請求項 20】

請求項1～19のいずれか1つに記載の前記ブローカコンピュータとして動作するように構成されたサーバ。

【請求項 21】

請求項19に記載の前記端末と、請求項20に記載の前記サーバとを含むネットワーク。

【請求項 22】

追加生命保険について1人以上の保険契約されている人の有資格性を判定する際に、少なくとも1つのブローカコンピュータによってアクセス可能なコンピュータ読取り可能媒体に含まれるデータ構造であって、

該1人以上の保険契約されている人によって保持される第1の保険証書の少なくとも1つの期間に関連する第1の入力と、

該第1の保険証書の前記少なくとも1つの期間と比較するために、有資格性について少なくとも1つ以上の基準に関連する第2の入力と

を含む、データ構造。

【請求項 2 3】

追加生命保険について1人以上の保険契約されている人の有資格性を判定する際に、少なくとも1つのプロセッサコンピュータによってアクセス可能なコンピュータ読取り可能媒体に含まれるデータ構造であって、

第1の生命保険証書について該1人以上の保険契約されている人の有資格性を判定する際に、第1の保険者によって用いられる少なくとも1つの基準に関連する第1の入力と、該第1の保険者によって用いられる有資格性についての該少なくとも1つの基準と比較するために、有資格性の少なくとも1つ以上の基準に関連する第2の入力とを含む、データ構造。

【請求項 2 4】

前記データ構造は、第2の給付額に関連する入力を含む、請求項 2 2 または 2 3 のいずれかに記載のデータ構造。

【請求項 2 5】

保険の契約をしている1人以上の人を特定する少なくとも第1の生命保険証書に基づいて、1人以上の人に追加生命保険を提供するコンピュータが実行する方法であって、該コンピュータが実行する方法は、

該第1の生命保険証書に基づいて該保険契約をしている1人以上の人を特定するデータをコンピュータに入力するステップと、

該第1の生命保険証書の少なくとも1つの期間に関するデータを該コンピュータに入力するステップと、

該第1の生命保険証書の該少なくとも1つの期間に関する該データと、該コンピュータに格納された有資格性についての1つ以上の基準とを比較して、第2の生命保険証書によって提供される追加生命保険について、該1人以上の人の有資格性を判定するステップと、第2の給付額に関するデータを該コンピュータに入力するステップと、

該第1の生命保険証書の該少なくとも1つの期間、該1人以上の人の該有資格性および該第2の給付額に関する該データから該第2の生命保険証書を生成するステップであって、該第2の生命保険証書は、該第2の給付額を支払うために、少なくとも1保険者の債務証書を作成する、ステップと

を包含する、コンピュータが実現する方法。

【請求項 2 6】

前記第1の生命保険証書について前記1人以上の人の有資格性を判定する際に、第1の保険者によって用いられる少なくとも1つの基準に関するデータを前記コンピュータに入力するステップと、

該第1の保険者の該少なくとも1つの基準に関する該データと、該コンピュータに格納された有資格性についての前記1つ以上の基準とを比較して、前記第2の生命保険証書について、該1人以上の人の有資格性を判定するステップと

をさらに包含する、請求項 2 5 に記載のコンピュータが実現する方法。

【請求項 2 7】

少なくとも命令のプログラムに含まれるコンピュータ読取り可能媒体であって、端末上で実行する際に、該少なくとも命令のプログラムによって該端末を請求項 1 9 に規定される端末として機能させる、コンピュータ読取り可能媒体。

【請求項 2 8】

命令のプログラムによってコード化されるコンピュータ読取り可能媒体であって、サーバ上で実行する際に、該命令のプログラムによって該サーバを請求項 2 0 に規定されるサーバとして機能させる、コンピュータ読取り可能媒体。